

公布された条例のあらまし

◇奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

1 附属機関の設置

知事の附属機関として、次の機関を設置することとした。

- (1) 奈良県がんばる市町村応援表彰選考委員会
- (2) 奈良県子どもを虐待から守る審議会
- (3) 奈良県医師配置評価委員会
- (4) 奈良県経営革新計画評価委員会
- (5) 奈良県工業製品等の知的財産に関する協議会
- (6) 奈良県商業活性化協働推進事業審査委員会
- (7) 奈良の贈り物開発・発見・創出事業審査委員会
- (8) 奈良県ホテルを核とした賑わいと交流の拠点整備事業審査委員会
- (9) 奈良らしい農業・農村のあり方検討委員会
- (10) 奈良の木利用拡大検討委員会
- (11) 奈良県安心して暮らせる地域公共交通確保事業選定委員会
- (12) 奈良県公共交通基本計画策定委員会
- (13) 奈良県エリアマネジメント推進事業者等選定委員会

2 製造業者向け省エネ・節電対策補助金選定審査会の名称等の変更

知事の附属機関である製造業者向け省エネ・節電対策補助金選定審査会の名称を「奈良の省エネ・節電スタイルの推進に関する補助金選定審査会」に、担任する事項を製造業者向け省エネ・節電対策補助金に係る事業についての審査に関する事務から奈良の省エネ・節電スタイルの推進に関する補助金に係る事業についての審査に関する事務に変更することとした。

3 施行期日

平成二十六年四月一日から施行することとした。

◇奈良県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例

- 1 地方独立行政法人評価委員会の設置
 - 2 奈良県公立大学法人奈良県立大学評価委員会を設置することとした。
 - 3 奈良県公立大学法人奈良県立大学評価委員会の庶務は、地域振興部において処理することとした。
- 3 施行期日
平成二十六年四月一日から施行することとした。

◇奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例

- 1 奈良県職員定数条例の一部改正関係
職員の定数について、次のとおり改めることとした。
知事の事務部局の職員
一般事務部局の職員
三、二四三人 ↓ 三、二二三人
県立病院の職員
一、三五〇人 ↓ 二四二人
教育委員会の事務部局の職員
二六六人 ↓ 二七四人
- 2 県費負担教職員定数条例の一部改正関係
職員の定数について、次のとおり改めることとした。
県費負担教職員
七、四九九人 ↓ 七、四六三人
- 3 奈良県立高等学校等職員定数条例の一部改正関係
職員の定数について、次のとおり改めることとした。
中学校及び高等学校
二、〇五八人 ↓ 二、〇五二人
特別支援学校
一、〇三七人 ↓ 一、〇四九人
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 施行期日
平成二十六年四月一日から施行することとした。

◇一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 災害派遣手当の支給
大規模災害からの復興に関する法律に規定する同法又は他の法律の規定により復興計画の作成等のため派遣された職員で住所又は居所を離れて県内に滞在

することを要するものに、災害派遣手当を支給することとした。

2 施行期日等

- (1) 1は公布の日から、(2)は平成二十六年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 特例措置の実施期間

特例措置の実施期間を次のとおり改定することとした。

平成十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで ↓ 平成十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

2 減額割合の改定等

- (1) 知事に対する給料の減額割合を十%とすることとした。
- (2) 副知事及び教育長に対する給料の減額割合を五%とすることとした。
- (3) 常勤の委員に対する給料の減額割合を四%とすることとした。
- (4) 次に掲げる職員に対する給料及び管理職手当の減額割合を三%とすることとした。
 - ア 行政職給料表の職務の級が八級以上の職員及びこれに相当する給料表適用職員
 - イ 号給が五号給以上の特定任期付職員
 - ウ 号給が四号給以上の第一号任期付研究員
- (5) 次に掲げる職員に対する給料及び管理職手当の減額割合を二%とすることとした。
 - ア 行政職給料表の職務の級が六級及び七級の職員及びこれに相当する給料表適用職員
 - イ 号給が三号給及び四号給の特定任期付職員
 - ウ 号給が三号給の第一号任期付研究員
- (6) 行政職給料表の職務の級が五級である職員のうち一般職の職員の給与に関する条例に規定する職員（同条例の人事委員会規則で定める基準において当該職員が占める職に係る区分が七種又は八種であるものを除く。）であるもの及びこれに相当する給料表適用職員に対する給料の減額割合を〇・五%と

することとした。

3 施行期日

平成二十六年四月一日から施行することとした。

◇奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

1 使用料及び手数料の額の改定等

次の使用料及び手数料の額の改定等を行うこととした。

(1) 奈良県手数料条例の一部改正関係

ア 製造所の設置許可申請審査手数料等の廃止

イ 特定保険業認可申請手数料の廃止

ウ 家畜検査手数料の改定

エ 狩猟免許更新申請手数料の改定

オ 保育士試験全部免除申請手数料の新設

カ 技能検定試験手数料の改定

(2) 奈良県行政財産使用料条例の一部改正関係

普通教室の使用料の改定等

(3) 奈良県文化会館条例の一部改正関係

奈良県文化会館及び奈良県橿原文化会館におけるホール、会議室等の使用料の改定

(4) 奈良県立民俗博物館条例の一部改正関係

奈良県民俗博物館における小学校、中学校、高等学校及びこれらに準ずる学校の児童及び生徒に係る観覧料の廃止

(5) 奈良県立万葉文化館条例の一部改正関係

奈良県立万葉文化館における企画展示室等の使用料の改定

(6) 奈良県立図書情報館条例の一部改正関係

奈良県立図書情報館における交流ホール等の使用料の改定

(7) 奈良県立学校における授業料等に関する条例の一部改正関係

県立高等学校に係る授業料、県立大学の公開講座のうち奈良県立大学シニアカレッジの受講料の新設等

(8) 奈良県保健所使用料、手数料及び治療料条例の一部改正関係

-
- 保健所における簡易専用水道施設検査料等の改定
- (9) 奈良県保健研究センター及び奈良県景観・環境総合センター手数料条例の一部改正関係
- 奈良県保健研究センターにおける食品検査に係る成分検査の定性分析手数料等の改定
- (10) 奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例の一部改正関係
他の病院又は診療所からの文書による紹介のない患者（緊急その他やむを得ない事情のある者を除く。）に対する加算料の廃止等
- (11) 奈良県精神保健福祉センター条例の一部改正関係
- 奈良県精神保健福祉センターにおける文書手数料の改定
- (12) 奈良県薬事研究センター条例の一部改正関係
- 奈良県薬事研究センターにおける試験手数料等の改定
- (13) 橿原公苑使用条例の一部改正関係
- 橿原公苑の公苑本館における大会議室等の使用料の改定
- (14) 奈良県立公園条例の一部改正関係
- 奈良県立公園における工作物の新築、改築等に係る使用料の改定
- (15) 奈良県中小企業会館条例の一部改正関係
- 奈良県中小企業会館における会議室の使用料の改定
- (16) 奈良県産業振興総合センター手数料条例の一部改正関係
- 奈良県産業振興総合センターにおける試験手数料の改定等
- (17) 奈良県産業会館条例の一部改正関係
- 奈良県産業会館における会議室等の使用料の改定
- (18) 奈良県労働会館条例の一部改正関係
- 労働会館における会議室の使用料の改定
- (19) 奈良県農業総合センター分析手数料条例の一部改正関係
- 奈良県農業総合センターにおける分析手数料の改定等
- (20) 奈良県畜産技術センター及び奈良県家畜保健衛生所手数料条例の一部改正関係
- 奈良県畜産技術センター及び奈良県家畜保健衛生所における施術料等の改定
-

- (21) 奈良県森林技術センター手数料条例の一部改正関係
- (22) 奈良県森林技術センターにおける試験手数料等の改定
奈良県道路占用料に関する条例の一部改正関係
道路占用料の改定等
- (23) 奈良県ヘリポート条例の一部改正関係
ヘリコプターの着陸料等の改定
- (24) 奈良県流水占用料等に関する条例の一部改正関係
- (25) 奈良県立都市公園における公園施設の使用料の改定等
奈良県立都市公園条例の一部改正関係
- (26) 奈良県新公会堂条例の一部改正関係
新公会堂の能楽ホール等の使用料の改定
- (27) 奈良県警察手数料条例の一部改正関係
駐車監視員資格者講習の手数料の改定等
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
 - (1) 平成二十六年四月一日から施行することとした。ただし、1の(27)の一部及び2の一部については、規則で定める日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

- 1 条例の規定についての検討時期
平成三十年度を用途として、再度、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こととした。
- 2 施行期日
平成二十六年四月一日から施行することとした。

◇奈良県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

- 1 奈良県総合リハビリテーションセンターの名称の変更
奈良県総合リハビリテーションセンターの名称を奈良県障害者総合支援セン

ター（以下「センター」という。）に変更することとした。

2 センターの設置目的の変更

センターは、障害者及びこれに準ずる者に対し、指導、訓練等を総合的に行うこととした。

3 病院事業に関する規定の削除

地方独立行政法人奈良県立病院機構の設立に伴い、病院事業に関する規定を削ることとした。

4 入院及び労働者災害補償保険法に関する規定の削除

病院事業を廃止することに伴い、入院患者及び労働者がセンターを使用することがなくなるため、入院及び労働者災害補償保険法に関する規定を削ることとした。

5 指定管理者の指定の基準の変更

病院事業を廃止することに伴い、指定管理者の指定の基準から医療法に規定する病院を良好に経営した実績を削ることとした。

6 使用料等の改定

(1) 特別室使用料を廃止することとした。

(2) 消費税法及び地方税法の改正に伴い、文書手数料の額の改定を行うこととした。

四、九〇〇円↓五、〇四〇円

二、五〇〇円↓二、五七〇円

7 その他所要の規定の整備を行うこととした。

8 施行期日等

(1) 平成二十六年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 重度訪問介護の対象となる者の拡大

指定障害福祉サービスのうち、重度訪問介護の対象となる者を重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する

障害者であつて、常時介護を要するものに拡大することとした。

2 共同生活介護の共同生活援助への一元化に伴う基準の改定

指定障害福祉サービスのうち、共同生活介護の人員、設備及び運営に関する基準に係る規定を削除し、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準について定めることとした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日等

(1) 平成二十六年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき職員の配置の基準の変更

自立訓練（生活訓練）事業所に置くべきサービス管理責任者について、一人以上は常勤でなければならないこととする配置の基準を指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であつて、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでないこととした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

平成二十六年四月一日から施行することとした。

◇奈良県介護基盤緊急整備等支援基金条例の一部を改正する条例

1 条例の有効期限の延長

条例の有効期限を平成二十七年十二月三十一日までとすることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県介護職員処遇改善等支援基金条例の一部を改正する条例

1 条例の有効期限の延長

条例の有効期限を平成二十七年十二月三十一日までとすることとした。

- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇奈良県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

- 1 財政安定化基金拠出率の改定
財政安定化基金拠出金に係る条例で定める割合は、十万分の四十四（現行一万分の九）とすることとした。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日
平成二十六年四月一日から施行することとした。

◇奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 保健師又は看護師を保育士とみなすことができる保育所の要件の変更
保育士の数の算定について、当分の間、保健師又は看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる保育所を乳児六人以上を入所させる保育所から乳児四人以上を入所させる保育所に変更することとした。
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例及び奈良県医師確保修学研修資金貸与条例の一部を改正する条例

- 1 奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例の一部改正
 - (1) 奈良県緊急医師確保修学資金に利息を付する期間
入学時に貸与する修学資金には貸与を受けた日の翌日から当該貸与を受けた者が医科大学を卒業する日の属する月の末日（貸与が打ち切られた場合にあっては、当該貸与が打ち切られた日）まで、在学中に貸与する修学資金には貸与を受けた各月分の修学資金の額につき当該貸与を受けた日の翌日から貸与期間（貸与期間を延長する場合にあっては、延長後の貸与期間）が満了した月の末日（貸与が打ち切られた場合にあっては、当該貸与が打ち切られた日）までの期間の日数に応じ、それぞれ年十パーセントの割合で計算した

利息を付するものとする。とした。

(2) その他所要の規定の整備を行うこととした。

2 奈良県医師確保修学研修資金貸与条例の一部改正

(1) 奈良県医師確保修学研修資金に利息を付する期間

修学研修資金には、貸与を受けた各月分の修学研修資金の額につき、当該貸与を受けた日の翌日から貸与期間（貸与期間を延長する場合にあつては、延長後の貸与期間）が満了した月の末日（貸与が打ち切られた場合にあつては、当該貸与が打ち切られた日）までの期間の日数に応じ、年十パーセントの割合で計算した利息を付するものとする。とした。

(2) その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日等

(1) 公布の日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 地方独立行政法人奈良県立病院機構の設立に伴う規定の整備

地方独立行政法人奈良県立病院機構の設立に伴い、奈良県病院事業の用に供する病院から奈良県立奈良病院及び奈良県立三室病院を、病院の附属施設から奈良県立救命救急センター、奈良県立奈良病院附属看護専門学校及び奈良県立三室病院附属看護専門学校を削ることとした。

2 資本剰余金の処分に関する規定の削除

地方公営企業法施行規則の改正に伴い、固定資産の滅失等に係る資本剰余金の処分に関する規定を削ることとした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日

平成二十六年四月一日から施行することとした。

◇奈良県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

1 条例の有効期限の延長

条例の有効期限を平成二十七年十二月三十一日までとすることとした。

- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇奈良県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

- 1 条例の有効期限の延長
条例の有効期限を平成二十七年十二月三十一日までとすることとした。
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇奈良県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

- 1 基金の設置目的の追加
基金の設置目的に、若者、女性等の雇用の機会の創出を図り、及び在職している者の処遇を改善する事業を実施することを追加することとした。
- 2 有効期限の延長
条例の有効期限を平成二十八年六月三十日までとすることとした。
- 3 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例

- 1 規定の整備
消費税法及び地方税法の改正に伴い、次に掲げる規定の整備を行うこととした。
 - (1) 卸売業者が知事に報告しなければならない卸売価格及び卸売金額
せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額にその金額の百分の五に相当する額を加えた価格及び額
↓せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額にその金額の百分の八に相当する額を加えた価格及び額
 - (2) 売買仕切書に記載する事項
単価に数量を乗じた額の合計額の百分の五に相当する金額
↓単価に数量を乗じた額の合計額の百分の八に相当する金額

(3) 仲卸業者及び売買参加者が卸売業者に支払わなければならない買受代金

買い受けた額にその額の百分の五に相当する額を加えた額

↓ 買い受けた額にその額の百分の八に相当する額を加えた額

2 施行期日

施行期日は、規則で定めることとした。

◇奈良県農業総合センター分析手数料条例及び奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

1 奈良県農業総合センター分析手数料条例の一部改正

奈良県農業総合センターの名称を「奈良県農業研究開発センター」に変更することに伴い、奈良県農業総合センター分析手数料条例の題名等について、所要の規定の整備を行うこととした。

2 奈良県附属機関に関する条例の一部改正

奈良県農業総合センターの名称を「奈良県農業研究開発センター」に変更することに伴い、知事の附属機関である奈良県農業総合センター研究第三者評価会議の名称を「奈良県農業研究開発センター研究評価委員会」に、担任する事項を奈良県農業総合センターにおける研究についての審査に関する事務から奈良県農業研究開発センターにおける研究開発についての審査に関する事務に変更することとした。

3 施行期日

平成二十六年四月一日から施行することとした。

◇奈良県農業大学校条例の一部を改正する条例

1 奈良県農業大学校の位置の変更

奈良県農業大学校の位置を橿原市とすることとした。

2 施行期日

平成二十六年四月一日から施行することとした。

◇奈良県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

1 条例の有効期限の延長

条例の有効期限を、平成四十三年三月三十一日までに基金の目的を達成するために実施された事業に係る精算の終了する日までとすることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 減債積立金等として積み立てる利益

地方公営企業法の規定により欠損金をうめ、減債積立金等として積み立てる利益は、2により資本金に組み入れなければならない金額を除くこととした。

2 資本金への組入れ

(1) 減債積立金を使用して企業債（地方公営企業の建設又は改良に要する資金に充てたものに限る。）を償還した場合においては、その使用した積立金の額に相当する金額を当該年度の未処分利益剰余金から資本金に組み入れなければならないこととした。

(2) 条例の規定により利益の処分として特定の目的のために積み立てた積立金を使用して地方公営企業の建設又は改良を行った場合においては、その使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れなければならないこととした。

(3) 条例の規定により利益の処分として特定の目的のために積み立てた積立金を使用して地方公営企業法の規定により長期の貸付け（地方公営企業の建設又は改良に要する資金に充てたものに限る。）を受けた金額を償還した場合においては、その使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れなければならないこととした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日

平成二十六年四月一日から施行することとした。

◇奈良県風致地区条例を廃止する条例

1 条例の廃止

奈良県風致地区条例（昭和四十五年三月奈良県条例第四十三号）は、廃止す

ることとした。

2 施行期日等

- (1) 平成二十六年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。
- (3) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇奈良県地域防災活動推進条例

1 前文

奈良県は、温暖な内陸性気候であり、災害が比較的少ない地域だと言われてきた。

しかし、平成二十三年九月の紀伊半島大水害は、近年類を見ない大雨により、大規模な土砂災害が集中発生し、貴重な財産が失われるのみならず、尊い人命までが奪われるなど本県に甚大な被害をもたらし、改めて災害の脅威を認識させられたところである。

近年は、地球温暖化の影響もあり、全国各地で豪雨による被害が度々発生しているだけでなく、台風の大規模化も懸念されている。

一方、近い将来高い確率で発生すると予測されている南海トラフを震源とする巨大地震は、全国の広い範囲に甚大な被害をもたらすと想定されているが、本県においても大きな被害をもたらす可能性があると考えられている。

さらに、県内には多数の活断層が存在しており、直下型地震の発生も危惧されている。

このように、本県においては、今後ますます災害に対する備えの必要性が高まっている状況にある。

もとより、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、災害に対する日頃の備えや避難の徹底等を図ることにより、被害を減らすことは可能である。

県では、災害の発生に備えて、奈良県地域防災計画等に基づき、市町村及び防災関係機関と連携して防災対策を進めてきた。しかしながら、平成七年に発生した阪神淡路大震災など過去の大規模災害において、多くの人々が自力により、又は家族や地域住民により救助された事実を鑑みても、より一層被害を減少させるためには、県、市町村及び防災関係機関が県民の生命、身体及び財産

を保護する公助によるだけではなく、県民が自らの身は自ら守る自助の取組を
実践し、地域において互いに助け合って地域の安全を確保する共助の取組に努
めることが必要かつ不可欠である。そして、これら自助、共助及び公助が一体
となり、相互に連携して、防災対策に取り組むことが重要である。

ここに、私たちは、県民、自主防災組織及び事業者による地域における防災
活動を推進することにより、地域における防災力の向上を図り、県民が安全に
安心して暮らせる災害に強い地域社会を実現するため、この条例を制定するこ
ととした。

2 目的

この条例は、県民の生命、身体及び財産を保護するため、防災対策に関し、
基本理念を定め、県民、自主防災組織及び事業者（以下「県民等」という。）
の役割並びに県の責務を明らかにするとともに、県民等による地域における防
災活動及びこれを推進する施策の基本的な事項を定めることにより、地域にお
ける防災力の向上を図り、もって奈良県地域防災計画等に基づき県が実施する
防災対策と相まって、県民が安全に安心して暮らせる災害に強い地域社会の実
現に寄与することを目的とすることとした。

3 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによ
ることとした。

ア 災害 暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、地震、地滑りその他
の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

イ 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を
防ぎ、並びに災害からの復旧及び復興を図ることをいう。

ウ 防災対策 防災のために行う対策をいう。

エ 自主防災組織 住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。

オ 防災関係機関 災害対策基本法（以下「法」という。）に規定する指定
公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管
理者をいう。

カ 事業者 県、市町村及び防災関係機関以外の事業を行う法人並びに個人
事業者をいう。

キ 災害時要援護者 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいう。

ク 指定緊急避難場所 法に規定する指定緊急避難場所をいう。

ケ 指定避難所 法に規定する指定避難所をいう。

コ ハザードマップ 災害を予測し、被害の範囲及び程度、指定緊急避難場所、指定避難所等の情報を地図に表したものをいう。

サ 避難準備情報 法に規定する通知又は警告をいう。

シ 避難勧告 法に規定する避難のための立退きの勧告をいう。

ス 避難指示 法に規定する避難のための立退きの指示をいう。

4 基本理念

(1) 防災対策は、人命を守ることが最も優先するとともに、被害を最小限にとどめるため、県民が自らの身は自ら守る自助を実践した上で、県民等が地域において互いに助け合つて地域の安全を確保する共助の取組に努めるとともに、県、市町村及び防災関係機関が県民の生命、身体及び財産を保護する公助を行うことを基本として実施されなければならないこととした。

(2) 防災対策は、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町村が、男女双方、旅行者等の多様な視点に立ち、災害時要援護者への支援等に配慮しつつ、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら協力して実施されなければならないこととした。

5 県民の役割

(1) 県民は、4の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、常に災害に対する危機意識を持って、自ら防災活動を行うよう努めるものとするにととした。

(2) 県民は、基本理念にのっとり、相互に連携するとともに、自主防災組織、事業者、消防団その他防災対策を実施する団体が行う地域における防災活動に積極的に参加するよう努めるものとするにととした。

(3) 県民は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する防災対策に協力するよう努めるものとするにととした。

6 自主防災組織の役割

(1) 自主防災組織は、基本理念にのっとり、地域住民、事業者、消防団その他防災対策を行う団体と協力して、地域における防災活動を実施するよう努めるものとする。こととした。

(2) 自主防災組織は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。こととした。

7 事業者の役割

(1) 事業者は、基本理念にのっとり、災害が発生した場合に、事業所に来所する者、従業員及び地域住民の安全を確保するとともに、事業を継続することができる体制を整備する等自ら防災活動を実施するよう努めるものとする。こととした。

(2) 事業者は、基本理念にのっとり、地域住民、自主防災組織等が行う防災活動並びに県及び市町村が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。こととした。

8 県の責務

県は、基本理念にのっとり、公助の担い手として国、他の都道府県、市町村、防災関係機関等と協力して防災に関する計画を作成し、及び実施するとともに、県民等による地域における防災活動の推進を図るものとする。こととした。

9 防災知識の習得等

県民は、常に災害に対する備えを心がけるとともに、自主防災組織、市町村及び県が行う防災訓練及び研修に積極的に参加すること等により防災に関する知識及び技能を習得するよう努めるものとする。こととした。

10 地域の災害危険箇所等の把握等

(1) 県民は、自らが生活する地域における災害発生の危険性及び災害が発生する危険のある場所（以下「災害危険箇所等」という。）を把握するよう努めるものとする。こととした。

(2) 県民は、あらかじめ災害の種類に応じた指定緊急避難場所、避難経路及び避難方法並びに家族との連絡方法を確認しておくよう努めるものとする。こととした。

11 災害から得られた教訓の伝承等

県民は、地域における過去の災害から得られた教訓を積極的に収集し、及び
伝承し、防災活動に活かすよう努めるものとする事とした。

12 自主防災組織への参加等

県民は、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよ
う努めるものとする事とした。

13 建築物の安全性の確保

(1) 県民は、自らが所有する建築物について、必要な耐震診断（地震に対する
安全性を評価することをいう。以下同じ。）を行うように努めるとともに、
その結果に基づき耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的として、増築、
改築、修繕、模様替え若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。
以下同じ。）等適切な措置を行うよう努めるものとする事とした。

(2) 県民は、自らが所有し、又は管理する建築物について、地震が発生した場
合において、家具の転倒若しくは落下又は窓ガラスの飛散による被害を生じ
させないための対策を行うよう努めるものとする事とした。

14 物資の備蓄等

(1) 県民は、災害が発生した場合に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の必
要となる生活物資を備蓄するよう努めるとともに、災害に関する情報を収集
できる機器を準備するよう努めるものとする事とした。

(2) 県民は、(1)により備蓄すべき物資等のうち特に必要なものを避難の際に迅
速に持ち出すことができるよう努めるものとする事とした。

(3) 県民は、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、消火器その
他の資機材を整備するよう努めるものとする事とした。

15 防災知識の普及

自主防災組織は、地域における防災意識の高揚を図るため、地域住民に対し、
災害が発生した場合に取るべき行動等防災に関する知識の普及に努めるものと
する事とした。

16 地域の災害危険箇所等の確認

(1) 自主防災組織は、ハザードマップ等国、県、市町村等が提供する災害及び
防災に関する情報の活用により、地域における災害危険箇所等を確認すると
ともに、災害の種類ごとの指定緊急避難場所、避難経路及び避難方法をあら

はじめ把握するよう努めるものとした。

- (2) 自主防災組織は、(1)により把握した情報その他地域における防災活動を行う上で必要な情報等を掲載した地図を作成し、地域住民への周知に努めるものとするものとした。

17 防災訓練の実施

- (1) 自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における地域住民の避難が円滑に行われるよう、避難に関する訓練を実施するよう努めるものとした。

- (2) 自主防災組織は、(1)の訓練を実施するに当たっては、地域住民に対して、訓練への積極的な参加を求めるよう努めるものとした。

18 物資の備蓄等

自主防災組織は、初期消火、負傷者等の救出及び救護その他の災害応急対策に必要な物資及び資機材の備蓄、整備及び点検の実施に努めるものとした。

19 災害時要援護者の支援体制の整備

- (1) 自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害時要援護者の避難等の支援を円滑に行うため、あらかじめ、市町村、関係機関等と連携し、地域における災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるものとした。

- (2) 自主防災組織は、(1)により把握した災害時要援護者に関する情報の漏えい及び目的外利用を防止し、当該情報を適正に管理するものとした。

20 事業所に来所する者等の安全確保等

- (1) 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、事業所に来所する者、従業員及び地域住民の安全を確保するため、あらかじめ、防災対策の責任者、災害発生時に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して防災に関する訓練及び研修を行うよう努めるものとした。

- (2) 事業者は、災害による公共交通機関の停止等により従業員が帰宅できない場合に備え、必要な食料、飲料水等の物資の備蓄を行うとともに、その場合における当該従業員の行動等の方針の策定に努めるものとした。

21 事業の用に供する建築物の安全性の確保

(1) 事業者は、事業の用に供する建築物について、必要な耐震診断を行うよう努めるとともに、その結果に基づき耐震改修等適切な措置を行うよう努めるものとするものとした。

(2) 事業者は、地震が発生した場合に備え、設備の転倒及び落下、備品の散乱等を防止するための対策を行うよう努めるものとするものとした。

22 事業継続計画の策定

事業者は、あらかじめ、災害が発生した場合における事業を継続するための計画を策定し、及び当該計画を実施するための体制の整備に努めるものとするものとした。

23 防災知識の普及等

県は、県民等が災害に備え、家庭及び地域において適切な防災活動を実施できるよう、市町村、自主防災組織、防災関係機関等と連携し、防災に関する知識の普及及び防災意識の高揚を図るものとするものとした。

24 防災教育の充実

県は、学校教育法に規定する学校及び児童福祉法に規定する保育所において、幼児、児童、生徒及び学生が防災に対する理解を深めるとともに、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、自らの安全を確保するための適切な行動ができるよう、市町村と連携し、防災に関する教育を推進するものとするものとした。

25 防災訓練等の実施

県は、国、市町村、防災関係機関等と連携し、防災に関する訓練及び研修を実施するものとするものとした。

26 自主防災組織への支援

県は、地域における防災活動の効果的な実施に資するため、市町村と連携し、自主防災組織の結成及び活動が促進されるよう必要な支援を行うものとするものとした。

27 公共施設の整備等

県は、自らが所有する建築物について、計画的な耐震化を推進するとともに、災害が発生した場合において県民の避難が円滑に行われるよう、自らが管理す

る道路、公園、河川、砂防施設等について、防災上の観点から、維持管理を行うとともに、計画的な整備を図るものとするものとした。

28 物資の備蓄等

県は、市町村と連携し、災害が発生した場合に備えて、災害応急対策に必要な物資及び資機材を備蓄するものとするものとした。

29 事業者との協定の締結等

県は、災害が発生した場合に事業者の協力を得て災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ事業者との間で協定を締結するとともに、当該事業者と定期的に連絡体制を確認する等災害応急対策の体制を整備するものとするものとした。

30 防災情報の提供体制の整備

県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難に必要な情報を県民に提供できるよう、あらかじめ、国、市町村及び防災関係機関と連携して、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における気象被害、避難その他の災害に関する情報の収集及び伝達が速やかに行われる体制を整備するものとするものとした。

31 避難計画の作成等に関する支援

県は、県民の適切な避難行動及び指定避難所の円滑な運営が確保されるよう市町村が行う避難計画の作成、指定避難所の運営に関するマニュアルの作成等について、必要な支援を行うものとするものとした。

32 災害時要援護者の避難計画の作成に関する支援

県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害時要援護者の避難が円滑に行われるよう市町村が行う災害時要援護者の避難計画の作成について、必要な支援を行うものとするものとした。

33 避難勧告等に関する支援

県は、市町村による避難準備情報、避難勧告及び避難指示に関する基準の策定について、情報の提供を行う等必要な支援を行うものとするものとした。

34 避難の実施

(1) 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難するほか、

市町村による避難準備情報、避難勧告又は避難指示に対し、速やかにこれに
応じて行動するよう努めるものとした。

(2) 県民は、避難経路の安全が十分に確認できない場合は、むやみに指定緊急
避難場所に移動せず、必要に応じて建物内の安全な場所等に避難するよう努
めるものとした。

(3) 県民は、指定避難所に滞在するに当たっては、互いに協力して共同生活を
営むとともに、避難勧告又は避難指示が解除されるまでの間、避難を継続し、
市町村及び自主防災組織が行う指定避難所の運営に協力するよう努めるもの
とした。

35 救出及び救護への協力

県民は、災害が発生した場合において、自らの安全を確保するよう努めたいう
え、可能な範囲で負傷者等の救出及び救護、初期消火活動等に協力するよう努
めるものとした。

36 災害応急対策における自主防災組織による防災活動

自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、地域
において、地域住民の安否等に関する情報の収集及び提供、負傷者等の救出及
び救護、初期消火活動、避難誘導、指定避難所の運営等を積極的に行うよう努
めるものとした。

37 災害応急対策における事業者による防災活動

事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、事業所
に來所する者、従業員及び地域住民の安全を確保するとともに、地域住民及び
自主防災組織と連携して、災害に関する情報の収集及び提供、負傷者等の救出
及び救護、初期消火活動、避難誘導等を積極的に行うよう努めるものとした。

38 災害応急対策の実施

県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県民が、自
らの安全を確保し、円滑に避難することができるよう、国、市町村及び防災関
係機関と連携して、避難、救助、医療等の災害応急対策を実施するために必要
な体制を速やかに確立し、当該災害応急対策を的確に実施するものとした。

39 災害情報の提供

県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県民の避難が円滑に行われるよう、国、市町村及び防災関係機関と連携して、災害に関する情報の収集、共有及び伝達を行うために必要な体制を確立するとともに、県民等に対して、災害に関する情報を迅速かつ的確に提供するものとした。

40 ボランティアによる防災活動への支援

県は、災害が発生した場合において、ボランティアが、地域における防災活動を効果的に支援することができるよう、市町村、事業者、防災関係機関等と連携して、防災に関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとした。

41 復旧及び復興対策

- (1) 県民は、災害が発生した場合において、国、県、市町村、自主防災組織、事業者及び防災関係機関等と協力して、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとした。
- (2) 自主防災組織は、災害が発生した場合において、地域における復旧及び復興対策の実施に協力するよう努めるものとした。
- (3) 事業者は、災害が発生した場合において、事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるとともに、国、県、市町村等と連携し、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとした。
- (4) 県は、災害が発生した場合において、国、市町村、防災関係機関等と協力して当該災害からの復旧及び復興に関する計画を策定し、及び実施するものとした。この場合において、県は、県民及び事業者の参画を図るものとした。

42 防災の日及び防災週間

県民等の防災に関する理解を深めるとともに、地域における防災活動の一層の推進を図るため、次に掲げる防災の日及び防災週間を設けることとした。

ア 奈良県地震防災の日 七月九日

イ 奈良県地震防災週間 アに掲げる日を含む知事が定める期間

ウ 奈良県水害防災の日 八月一日から八月三日まで

43 施行期日

エ 奈良県水害防災週間 ウに掲げる日を含む知事が定める期間
オ 奈良県土砂災害防災の日 九月三日及び九月四日
カ 奈良県土砂災害防災週間 オに掲げる日を含む知事が定める期間

平成二十六年四月一日から施行することとした。

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

1 奈良県地方独立行政法人の重要な財産を定める条例の一部改正

(1) 趣旨

この条例は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）に基づき、県が設立する地方独立行政法人に係る条例で定める重要な財産を定めるものとすることとした。

(2) 法第六条第四項に規定する条例で定める重要な財産

県が設立する地方独立行政法人に係る法に規定する条例で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その法の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあつては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上法により処分することが不適当なものを除く。）とすることとした。

(3) その他所要の規定の整備を行うこととした。

2 職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正

地方公務員法の改正に伴い、任命権者が高齢者部分休業を承認することができる高年齢として条例で定める職員の年齢は、職員の定年等に関する条例に規定する定年の年齢から五年を減じた年齢とし、当該承認は、当該年齢に達した日の属する年度の翌年度の四月一日以後の日を期間の初日とすることとした。

3 奈良県固定資産評価審議会条例の一部改正

(1) 奈良県固定資産評価審議会の組織

地方税法の改正に伴い、奈良県固定資産評価審議会の組織について定めることとした。

(2) その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 奈良県土地利用審査会条例の一部改正

- (1) 奈良県土地利用審査会の組織
国土利用計画法の改正に伴い、奈良県土地利用審査会の組織について定めることとした。

- (2) その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 奈良県介護保険審査会の公益を代表する委員の員数を定める条例の一部改正

- (1) 題名の改正
題名を「奈良県介護保険審査会の公益を代表する委員の員数等を定める条例」に改めることとした。

- (2) 合議体を構成する委員の定数

介護保険法の改正に伴い、合議体を構成する委員の定数について定めるところとした。

- (3) その他所要の規定の整備を行うこととした。

6 奈良県社会教育委員定数等に関する条例の一部改正

- (1) 題名の改正
題名を「奈良県社会教育委員条例」に改めることとした。

- (2) 社会教育委員の委嘱の基準

社会教育法の改正に伴い、奈良県社会教育委員の委嘱の基準について定めることとした。

- (3) その他所要の規定の整備を行うこととした。

7 奈良県留置施設視察委員会条例の一部改正

- (1) 奈良県留置施設視察委員会の委員の任期

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の改正に伴い、奈良県留置施設視察委員会の委員の任期について定めることとした。

- (2) その他所要の規定の整備を行うこととした。

8 施行期日

平成二十六年四月一日から施行することとした。

◇地方独立行政法人奈良県立病院機構に係る地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する条例で定める県の内部組織を定める条例

1 地方独立行政法人奈良県立病院機構に係る地方独立行政法人法に規定する条例で定める県の内部組織

地方独立行政法人奈良県立病院機構に係る地方独立行政法人法に規定する条例で定める県の内部組織は、奈良県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例による改正前の奈良県病院事業の設置等に関する条例に規定する奈良県立奈良病院及び奈良県立三室病院並びに奈良県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例による改正前の奈良県総合リハビリテーションセンター条例に規定する奈良県総合リハビリテーション（事務部医事課及び診療部に限る。）とすることとした。

2 施行期日

平成二十六年四月一日から施行することとした。

◇職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例

1 趣旨

この条例は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律の規定に基づき、職員の大学院等派遣研修費用の償還に関し必要な事項を定めるものとするものとした。

2 定義

(1) この条例において「職員」とは、地方公務員法に規定する一般職に属する県の職員並びに市町村立学校職員給与負担法に規定する職員をいうこととした。

(2) この条例において「大学院等派遣研修」とは、学校教育法に基づく大学の大学院の課程（同法の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程に在学してその課程を履修する研修であつて、地方公務員法又は教育公務員特例法の規定に基づき、職員の同意を得て、県が実施するもののうち、その内容及び実施形態を考慮して人事委員会規則で定めるものをいうこととした。

(3) この条例において「大学院等派遣研修費用」とは、旅費その他の大学院等派遣研修に必要な費用として人事委員会規則で定めるものをいうこととした。

(4) この条例において「特別職地方公務員等」とは、地方公務員法に規定する特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人法に規定する特定地方独立行政法人の地方公務員（特別職に属する者を除く。）、国家公務員又は地方公社（地方住宅供給公社法に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に規定する土地開発公社をいう。）その他その業務が県若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者をいうこととした。

3 大学院等派遣研修費用の償還

(1) 大学院等派遣研修を命ぜられた職員が次に掲げるいずれかの期間内に離職した場合には、その者は、それぞれに定める金額を県に償還しなければならないこととした。

ア 当該大学院等派遣研修の期間 当該大学院等派遣研修のために県が支出した大学院等派遣研修費用の総額に相当する金額

イ 当該大学院等派遣研修の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間が五年に達するまでの期間 当該大学院等派遣研修のために県が支出した大学院等派遣研修費用の総額に相当する金額に、同日から起算した職員としての在職期間が遡増する程度に応じて百分の百から一定の割合で逡減するように人事委員会規則で定める率を乗じて得た金額

(2) (1)の離職した場合には、死亡により職員でなくなった場合を含まないものとする事とした。

(3) (1)のイの職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする事とした。

ア 地方公務員法の規定による休職の期間（公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法に定める事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間その他の人事委員会規則で定める休職の期間を除く。）

イ 地方公務員法の規定による停職の期間

ウ 地方公務員法の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間又は地方

公営企業等の労働関係に関する法律の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間

エ 地方公務員の育児休業等に関する法律の規定による育児休業をした期間
オ 教育公務員特例法の規定による大学院修学休業をした期間

4 適用除外

3は、大学院等派遣研修を命ぜられた職員が次に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しないこととした。

ア 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法に定める事由に該当して免職された場合又は同法に定める事由に該当して免職された場合

イ 地方公務員法の規定により退職した場合（同法の期限又は同法の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）

ウ 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合

エ アからウまでに掲げる場合に準ずる場合として人事委員会規則で定められた場合

オ 任命権者及び任命権者から委任を受けた者の要請に応じ特別職地方公務員等となるため退職した場合

カ オに掲げる場合のほか、特別職地方公務員等となるため離職した場合であつて、人事委員会規則で定める場合

5 特別職地方公務員等となつた者に関する特例

(1) 大学院等派遣研修を命ぜられた職員のうち、4のオ又はカに掲げる場合に該当して離職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続き職員として採用された者（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続き職員として採用された者を含む。）が離職した場合には、4のオ又はカに掲げる場合に該当して離職した後における特別職地方公務員等としての在職を職員としての在職とみなして、3を適用することとした。この場合において、3の(3)中「次に掲げる期間」とあるのは、「次に掲げる期間及び5の(1)により特別職地方公務員等としての在職が職員としての在職とみなされる場合における次に

掲げる期間に相当する期間として人事委員会規則で定める期間」とすることとした。

- (2) 大学院等派遣研修を命ぜられた職員のうち、4の才又はカに掲げる場合に該当して離職し、引き続き特別職地方公務員等として在職する者（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職する者を含む。）が、当該特別職地方公務員等でなくなった場合（引き続き職員として採用される場合又は引き続き当該特別職地方公務員等以外の特別職地方公務員等として在職する場合を除く。）には、当該特別職地方公務員等でなくなったことを離職したものと、4の才又はカに掲げる場合に該当して離職した後における特別職地方公務員等としての在職を職員としての在職とそれぞれみなして、3及び4を適用することとした。この場合において、3の(3)中「次に掲げる期間」とあるのは「次に掲げる期間及び5の(2)により特別職地方公務員等としての在職が職員としての在職とみなされる場合における次に掲げる期間に相当する期間として人事委員会規則で定める期間」と、4中「次に掲げる場合」とあるのは「特別職地方公務員等につき次に掲げる場合に相当する場合として人事委員会規則で定める場合」とすることとした。
- 6 その他
この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。
- 7 施行期日等
公布の日から施行し、3は、この条例の施行の日後に大学院等派遣研修を命ぜられた職員について適用することとした。

◇地方独立行政法人奈良県立病院機構の設立に伴う関係条例の整備に関する条例

- 1 地方独立行政法人奈良県立病院機構の設立に伴う条例の一部改正
地方独立行政法人奈良県立病院機構の設立に伴い、次の条例について所要の改正を行うこととした。
 - (1) 職員の特殊勤務手当に関する条例
 - (2) 奈良県特別会計設置条例
 - (3) 奈良県部設置条例

- (4) 奈良県個人情報保護条例
 - (5) 奈良県情報公開条例
 - (6) 奈良県立医科大学及び県立病院並びに南和地域公立病院等整備基金条例
- 2 施行期日等
 - (1) 平成二十六年四月一日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県農地中間管理事業等推進基金条例

- 1 積立て
基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。
- 2 管理
 - (1) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管することとした。
 - (2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとした。
- 3 運用益金の処理
基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入することとした。
- 4 処分
基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。
- 5 繰替運用
基金に属する現金は、財政上必要があると認めるときは、歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。
- 6 その他
この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。
- 7 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇奈良県立都市公園緑化基金条例

1 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。

2 管理

(1) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管することとした。

(2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとした。

3 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入することとした。

4 処分

基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。

5 繰替運用

基金に属する現金は、財政上必要があると認めるときは、歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。

6 その他

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

7 施行期日

平成二十六年四月一日から施行することとした。